

海外向け長野県紹介パンフレット制作業務委託仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県（以下「甲」という）が行う海外向け長野県紹介パンフレット制作業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下「乙」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

海外向け長野県紹介パンフレット制作業務

2 目的

長野県の自然・文化・産業・暮らしの魅力を、海外の行政・経済・教育関係者等に向けて、視覚的かつ多言語で効果的に発信する冊子を制作し、多様な主体による活用を通じて、長野県の認知度向上および理解促進を図るとともに、海外との交流拡大につなげる。

3 履行期間

契約日から令和7年12月26日（金）まで

※ただし、冊子の納品期限は11月28日（金）までとする。

4 業務内容

（1）多言語冊子の作成・翻訳および印刷

ア 規格等（部数、サイズ、紙質、ページ数は提案すること。）

- ・言語：英語、簡体字、繁体字、韓国語、ベトナム語、インドネシア語
※英語、簡体字、繁体字、韓国語の翻訳は甲が実施することを想定
- ・印刷：フルカラー両面
- ・部数：英語、ベトナム語、インドネシア語 各100部以上（提案による）
※簡体字、繁体字、韓国語は電子データのみ制作
- ・サイズ・紙質・ページ数：提案による

イ 想定利用場面

- ・海外行政機関等との公式行事、要人との面会
- ・海外でのトップセールス、国内外で実施するレセプション
- ・海外各種団体との交流行事 ほか

ウ 制作方針

- ・国や文化の違いを超えて長野県の価値が伝わるよう、視覚的・感情的に訴えるビジュアル、心に残るキャッチコピー、共感を呼ぶストーリー展開を意識して制作すること。
- ・地域ブランディングの海外先進事例を参考にしながら、章ごとにターゲットを意識し必要な情報を整理すること。
- ・各章に Key Figures（統計）を明示するとともに、他国との比較や国際的なランキングを取り入れ、世界における長野県の立ち位置の明確化を意識すること。
- ・高品質な写真に加え、インフォグラフィックやアイコンの活用、統計データをグラフ化するなど、視覚的に情報を整理することを意識すること。

- ・制作工程の要所で、長野県在住の外国籍県民や海外在住者から意見を聴取し、海外の人々の感性やニーズ・関心を的確に捉えながら制作を進めること。
- ・県のみならず、県内企業や大学など多様な主体が海外進出や交流の際に活用できる、長野県の魅力を包括的に紹介する冊子とすること。
- ・長野県のブランド価値や「信州未来共創戦略」の理念を、章構成、キャッチコピー、ビジュアル表現等に反映し、県の魅力を総合的かつ戦略的に伝えること。

※長野県のブランド価値：<https://philosophy.nagano-brand.net/>

※信州未来共創戦略：https://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/jinko_senryaku/index.html

エ 制作プロセス

以下の各プロセスにおいて、甲と合意の上で制作を進めること。

- ・構成案の決定
- ・取材先のリストアップ及び決定（取材が発生する場合のみ）
- ・外国籍県民や海外在住者などから聴取した意見の原稿への反映方針
- ・日本語原稿案作成
- ・パンフレット名称の決定
- ・校了

オ 構成イメージ

内容や構成は企画提案に基づき甲乙協議の上で決定するが、長野県の魅力を 10 章程度に章立てで紹介し、以下の要素を含むことを想定すること。

- ・ライフスタイル：自然環境、多様性（働き方等）・寛容性（信州未来共創戦略で掲げる県の姿勢等）、健康長寿 等
- ・観光・物産：文化、アウトドア、食（農畜産物、発酵食品） 等
- ・学び・産業：本県の特徴を活かした学び、高等教育機関、ものづくり産業、グローバル企業、スタートアップ支援、進取の精神と環境や時代の変化への適応 等
- ・世界との交流・貢献：国際交流、世界的課題への取組（SDGs の取組等）、オリンピック 等

カ 校正

- ・甲による校正：2 回以上
- ・掲載事業者等による校正：受託者にて校正を完結させること

キ 留意点

- ・県域全体のバランスに留意すること。
- ・統一感のあるデザイン（色合い、フォント、余白）を意識すること。
- ・写真、イラスト等の必要な資料等は、受託者において入手することとする。ただし、甲が所有している写真や資料は可能な範囲で提供する。
- ・多言語原稿作成にあたって必ずネイティブチェックを行うこと。

5 業務の実施体制

- （1）業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。

- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、甲へ提出すること。

6 納品物、場所及び納期

乙は以下を甲に提出するものとする。

(1) 納品物

ア 冊子 一式

イ 電子データ（日本語版および翻訳後の各言語版）

(ア) P D F ファイル

(イ) レイアウトデータ

Adobe Illustrator で作成した、再編集可能なものであること。

(ウ) 中間生成物データ

画像（新規撮影写真を含む）、図表、イラスト、文章（キャッチコピー等を含む）

(2) 納品場所

長野県庁 1 階 国際交流課

(3) 納期

令和 7 年 12 月 26 日（金）

ただし、冊子の納品は令和 7 年 11 月 28 日（金）までとする。

7 完了検査

- (1) 乙は、本業務の完了後に甲の検査を受けるものとする。
- (2) 乙は、検査の結果、甲から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

8 成果品の帰属

- (1) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。
- また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は乙において必要な権利処理を行うこと。
- (2) 本事業成果物等にかかる所有権や著作権は、原則としてすべて甲に帰属し、甲は事前の連絡なく、加工及び二次利用できるものとする。ただし、乙が従来から権利を有していた乙固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、乙に留保するものとし、この場合、甲は権利留保物について、甲に使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

9 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 乙は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 乙は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 再委託

本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。

- (1) 乙は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
- (2) 甲により再委託が承諾されたときは、乙は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

11 その他

- (1) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (2) 事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。
- (3) 本事業を実施するにあたり、法令、国・県の会計、財務規則に従った処理を行わなければならない。
- (4) 乙は、本事業の実施に当たっては、本仕様書及び提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に甲と協議すること。
- (5) 乙は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め甲と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、甲と協議すること。
- (6) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。
- (7) 本事業で生じた一切の訴訟については乙の責任において対応するものとする。